

都市再生特別措置法施行令案

1. 都市開発事業の公共施設の範囲について（都市再生特別措置法第2条第2項関係）

都市再生特別措置法における公共施設として、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設を規定する。
2. 民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生事業の規模について（都市再生特別措置法第20条第1項関係）

民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生事業の規模を1ヘクタールと規定する。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が1ヘクタール以上となる場合にあっては、0.5ヘクタールとする。
3. 都市計画の提案に係る都市再生事業の規模について（都市再生特別措置法第20条第1項関係）

都市計画の提案に係る都市再生事業の規模を0.5ヘクタールと規定する。
4. 民間都市開発推進機構の無利子貸付けの対象となる公共施設の整備に関する事業について（都市再生特別措置法第29条第1項第1号関係）

民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの対象となる公共施設の整備に関する事業は、以下の事業であって国土交通大臣の定める基準に該当するものと規定する。

 - ・ 道路法による道路の新設又は改築
 - ・ 都市公園法による都市公園の新設又は改築
 - ・ 下水道法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築
 - ・ 河川法による河川（同法が準用される河川を含む。）の河川工事
 - ・ 砂防法による砂防工事
 - ・ 地すべり等防止法による地すべり防止工事
 - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事
 - ・ 海岸法による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事
5. 政府の民間都市開発推進機構に対する無利子貸付けについて（都市再生特別措置法第30条第1項及び第2項関係）

政府が民間都市開発推進機構に対して行う無利子貸付けの対象となる道路を道路法による道路と規定する。

上記無利子貸付けの償還期間は20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は均等半年賦償還の方法によるものと規定する。
6. 都市再生事業を行おうとする者が都市計画の決定等を提案することができる都市施設について（都市再生特別措置法第37条第1項第6号関係）

都市再生事業を行おうとする者が都市計画の決定等を提案することができる都市施設として以下のものを規定する。

 - ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
 - ・ 公園、緑地、広場その他の公共空地
 - ・ 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
 - ・ 河川、運河その他の水路
 - ・ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
 - ・ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
 - ・ 防水、防砂又は防潮の施設

7. 都市再生事業に係る認可等の処理期間について（都市再生特別措置法第42条関係）

都市再生事業を施行するために必要な認可等の処理期間については、以下のとおりとする。

- ・ 市街地再開発組合の設立の認可（都市再開発法第11条第1項）市街地再開発組合の事業計画の認可（同法同条第3項）市街地再開発組合の事業計画等の変更の認可（同法第38条第1項）再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可（同法第50条の2第1項）再開発会社の事業計画等の変更の認可（同法第50条の9第1項）公団等の事業計画等の認可（同法第58条第1項）土地区画整理組合の設立の認可（土地区画整理法第14条第1項前段）土地区画整理組合の事業計画の認可（同法同条第3項後段）土地区画整理組合の事業計画等の変更の認可（同法第39条第1項前段）公団等の事業計画等の認可（同法第71条の2第1項）公団等の事業計画等の変更の認可（同法第71条の3第14条） 3月
- ・ その他の認可、認定又は承認 2月

都市再生特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

<建築基準法施行令>

1. 延べ面積の算定方法について（建築基準法施行令第2条関係）
 - ・ 建築基準法第60条の2第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積のうち、建築物の容積率の最低限度に係る部分については、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積を算入するものとする。
2. 既存の建築物に対する制限の緩和の範囲について（建築基準法施行令第137条、第137条の6及び第137条の9関係）
 - ・ 建築基準法第3条第2項の規定により同法60条の2第1項の規定の適用を受けない建築物の増改築等のうち、同項の規定の適用を受けないものの範囲を規定する。
3. 道路内に建築することができる建築物に関する基準について（建築基準法施行令第145条関係）
 - ・ 建築基準法第44条第1項第4号の規定により道路内に建築することを許可することができる建築物として、都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供する道路等の上空に設ける建築物を追加する。

<道路法施行令>

1. 道路専用許可の対象となる工作物、物件又は施設について（道路法施行令第7条第7号関係）
 - ・ 道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設に、都市再生特別地区内の自動車専用道路等の上空に設ける事務所、店舗等を追加する。

<宅地建物取引業法施行令>

1. 重要事項の説明（宅地建物取引業法施行令第3条第1項第2号関係）
 - ・ 建築基準法第60条の2の規定に基づく制限等を、契約に当たり相手方に説明を要する重要事項として定めるものとする。

<都市計画法施行令>

1. 都市再生特別地区を、国の利害に重大な関係がある都市計画として国土交通大臣の同意を要することとすることについて（都市計画法施行令第14条関係）
 - ・ 都市計画の決定に際し、国土交通大臣の同意を要することとされている、国の利害に重大な関係がある都市計画として、都市再生特別地区を追加する。
2. 自動車専用道路の上空に建築する建築物に関する建築の許可について（都市計画法施行令第37条の4関係）
 - ・ 都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内において、建築の許可をすべき建築物に、都市再生特別地区内の自動車専用道路の上空に設ける建築物を追加する。

<その他関係政令の整備令>

以上の他、関係政令の整備等を行う。